

答 申 書
(答申第117号)
平成22年7月5日

1 審査会の結論

異議申立人に係る本人確認情報提供状況確認書は開示すべきである。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

ア 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）第30条の7第3号ないし第7号及び第30条の8に基づく異議申立人に係る本人確認情報の提供、その他異議申立人の情報の利用・確認の求めの事務に関する一切の書類である。

イ 北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、異議申立人に係る本人確認情報提供状況確認書を対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件個人情報について住基法第30条の8第1項第3号に基づく本人確認情報の利用について同意（以下「住基法上の同意」という。）を異議申立人から得られていないことから、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第16条第1項第10号に規定する非開示情報（以下「10号情報」という。）に該当するとして非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 10号情報の該当性について

ア 個人情報保護条例第16条第1項第10号は、法令等の規定により明らかに開示することができないとされている個人情報は、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関は、本件個人情報を非開示とした理由についておおむね次のとおり主張する。

(ア) 本件個人情報については、住基法上の同意を得た上で本人確認情報を検索し、当該本人確認情報を利用し、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「本件システム」という。）上で作業を行い、本人確認情報提供状況確認書として出力する仕様となっている。

(イ) 都道府県における本人確認情報の利用については、住基法第30条の8の規定により、法定の事務、都道府県が条例で定める事務、本人がその利用について同意した事務のいずれかに限定されている。

(ウ) (イ)のとおり、法定もしくは、条例で定める事務以外の事務については、本人の同意なしに住基法上の本人確認情報を利用することは禁止されており、本件個人情報は法令に定める住基法上の同意が得られない場合には、作業に必要な本人確認情報を確認することができず、本人確認情報提供状況確認書の作成、開示は本件システム上できない。

したがって、対象文書は法律の規定上、異議申立人の同意がない限り開示することができない個人情報であり、本件においては異議申立人の同意が得られないため10号情報に該当するとしている。

ウ 異議申立人は、個人情報保護条例に基づく開示請求は、住基法第30条の8第1項第2号に規定する条例に定める事務に該当し、住基法上の同意は必要ない旨主張する。また、本人確認情報の利用を前提とした個人情報保護条例第14条第1項に基づく開示請求書の提出をもって、住基法上の同意があったものとみなすことができる旨主張する

エ 本件システムにおいては、個人情報保護・セキュリティ確保の観点から情報提供を行う利用目的を限定しており、住基法第30条の8第1項第1号の法定事務の規定と比べても、実施機関が主張するとおり住基法第30条の8第1項第2号に規定する条例に定める事務については、あくまでこの事務について本人確認情報、住基ネットを利用するという規定であり、個人情報保護条例には当該規定がなく、道においては当該規定を有する別の条例もないことから、異議申立人が主張するように、個人情報保護条例を遂行するための事務を条例利用事務と解釈することはできない。

更に異議申立人は個人情報開示請求書の提出をもって、住基法上の同意があったものとみなすことができる旨主張するが、住基法に基づく事務処理と開示請求に基づく事務処理が全く別の法令に基づくものであり、個人情報開示請求書には住基法上の同意をしたとみなせるような事項を記載する欄もないこと、また異議申立人は住基法上の同意はしない旨発言していることから同意があったものとみなすことはできないとする実施機関の主張を否定することはできない。

また、住基法上の同意については、実施機関において開示請求書の受付後、異議申立人に対し文書や電話により住基法の趣旨を説明し同意を得ようと手続きを行ったものの、結果として当該同意を得ることができなかつたことが認められる。

したがって、当審査会としては、本件処分時点において実施機関が本件処分を行ったことはやむを得ないものと判断する。

オ 本件処分時点における本件処分の妥当性については上記エに示したとおりであるが、異議申立てにおいては、原処分時点の法令や事実に基づいて当該処分の妥当性を判断することを原則とするものの、処分後に事情の変化があったときは、その変化を含めて判断することが相当の場合もあることから、本件事案について検討する。

現時点における本件処分の妥当性について、異議申立人の主張に関しては上記エの前段で判断したとおりであり、その判断を変更すべき事情の変化は認められない。

しかし、住基法上の同意については、本件諮問事案に対し異議申立人が提出した異議申立補正書、意見書及び当審査会における意見陳述において、その内容は明確とは言えないものの文書や陳述全体を総合的に勘案すると、本件処分時点において住基法上の同意をしている旨主張しているものと解するのが相当であり、その点について実施機関の主張とは異なるものの、少なくとも現時点においては異議申立人は住基法上の同意をしているものと解するのが相当である。

したがって、現時点においては、実施機関は異議申立人に係る住基法上の同意を得ており、本件システム上の作業を行い本人確認情報提供状況確認書の作成が可能であることから、当審査会としては本件個人情報10号情報には該当しないものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成22年 1 月 29 日	○ 諮問書の受理（諮問番号357） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写

	し、③異議申立補正書の写し、④個人情報開示請求書の写し、⑤個人情報非開示決定通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書)の提出
平成22年2月1日	○ 新規諮問事案の報告(諮問番号357) ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成22年3月31日	○ 異議申立人の意見書を受理
平成22年4月13日 (第二部会)	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 審議
平成22年5月17日 (第二部会)	○ 審議
平成22年5月28日 (第48回審査会)	○ 審議
平成22年6月23日 (第二部会)	○ 審議
平成22年6月30日 (第49回審査会)	○ 答申案審議
平成22年7月5日	○ 答申